

## 鈴鹿市政メールモニター規約

この規約は、鈴鹿市政メールモニターシステム（以下「メルモニ」という。）について、メルモニ管理者（以下「管理者」という。）とメルモニ登録者（以下「登録者」という。）との関係等について定めるものです。

- 1 メルモニは、この規約に同意していただいた方で、インターネット及び電子メールの利用できる方であれば、どなたでも登録できます。
- 2 メルモニから送信するメールには、「通知メール」、「災害メール」、「防犯メール」、「役立ちメール」及び「子育てメール」があり、「通知メール」以外は個別に配信希望の有無が設定できます。設定は、いつでも変更できます。
- 3 メルモニは無料で利用できます。ただし、登録、変更及び退会のためのメールの送信及びメルモニから送信するメールの受信にかかる通信料は、登録者の負担になります。
- 4 登録者が、メルモニにより得た情報に基づき行動し、何らかの損失、損害を受けた場合及び通信障害、システム障害等の事由により、配信メールの不達、遅延、重複等の不具合が発生した場合、管理者は、一切責任を負わないものとします。
- 5 メルモニから送信するメールについては、最新情報の提供に努めますが、やむを得ず最新の状況と異なる場合があります。
- 6 一部の端末機種において、メール本文が正確に表示されない場合があります。

- 7 メルモニから送信するメールの文字数は、全角500文字以内で配信するものとします。
- 8 この規約は、管理者が一方的に改定することができ、メルモニホームページにアップロードした時点で改定後の規約が直ちに施行され、すべての登録者に適用されるものとします。
- 9 メルモニから送信するメールが、登録者から受信拒否を受け、又は登録者に正常に到達しないときは、管理者は登録者の登録を抹消することができるものとします。
- 10 管理者は、登録者の登録データをメルモニシステム以外に一切使用しないものとします。

#### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。